

高梁市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「高梁市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、高梁市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび高梁市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに高梁市の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、高梁市に対し一切異議、苦情などは申しません。

1. 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しません。
2. 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しません。または該当する場合、当該事実があった日から2年を経過しています。
3. 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と高梁市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
4. 私は、高梁市の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」等の各条項を熟覧し、入札物件の状況についてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について高梁市に対し一切異議、苦情などは申しません。

高梁市インターネット公有財産売却 ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当すると認められる方
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当すると認められる方（当該事実があった日から2年を経過している場合を除く）
- (3) 当該公有財産に関する事務に従事する高梁市の職員
- (4) 高梁市が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (5) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定に基づき高梁市が執行する一般競争入札（以下「入札」という）の手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間高梁市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は、入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や高梁市において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿の閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。また、入札前に高梁市が実施する現地説明会において、購入希望の財産を確認してください。
- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するシステムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。
- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結（契約書省略の場合は、売払代金を全額納付）した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など高梁市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (3) 落札物件が動産、車両などである場合、高梁市はその引渡しを売払代金納付時の現状有姿で行います。付属品の有無などは事前に確認してください。
- (4) 落札物件が車両の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録等の手続きを行ってください。

- (5) 一部の売却物件車両は NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法および条例などの法令により、使用規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

4. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
- ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを高梁市に開示され、かつ高梁市がこれらの情報を高梁市文書管理規程に基づき保管すること。（高梁市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。）
 - ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。
 - エ. 高梁市は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認または同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。
- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

(1) 入札参加申し込み（仮申し込み）

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

- ア. 売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。
- イ. 法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。

(2) 必要書類の提出（本申し込み）

- ア. 個人（本人）または法人（代表者）が申し込みした場合は、書類の提出は原則不要です。仮申し込みで登録された参加者情報を高梁市が確認し、公有財産売却の参加条件に該当する場合は、本申し込み登録をします。法人の場合は、仮申込から本申込に移行する段階で登記情報と参加者情報の照合を行います。情報が一致しない場合、本申込に移行できない場合があります。
- イ. 代理人が申し込みした場合は、仮申し込みを行った後、指定する期日までに高梁市へ以下の書類を提出してください。提出された書類にて公有財産売却の参加条件に該当することを確認できた場合は、本申し込み登録をします。書類の提出がない場合は、入札に参加することができません。なお、複数の物件について申し込みをされる場合は、公有財産売却の物件ごとに委任状の提出が必要になります。

＜提出書類＞

- ・入札に関する委任状
 - ・委任者の公的身分証明書（運転免許証等）の写し
 - ・受任者の公的身分証明書の写し
- ウ. 上記のア・イにかかわらず、高梁市が参加条件を確認するため、別途書類の提出を求める場合がありますので、その場合は当該書類を速やかに提出してください。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、高梁市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、高梁市が指定する以下の方法で納付してください。なお、入札保証金には利息を付しません。また原則として、入札開始2開庁日前までに高梁市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア. クレジットカードによる納付

- ・売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジ

ットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

- VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります)

(3) 入札保証金の没収

落札者が契約締結期限までに高梁市の定める契約を締結しない場合は入札保証金を没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

落札者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID のみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

高梁市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、高梁市は開札を行い、売却区分ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなし、その権利を他社へ譲渡することはできません。

ア. 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ. 高梁市から落札者への連絡

落札者には、高梁市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。なお、高梁市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、高梁市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

高梁市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。ただし落札物品が車両以外または落札額が20万円未満の場合は、契約書を省略します。契約に際して提出が必要な書類は以下のとおりとなります。

<提出書類>

■落札者全員

	個人		法人	
	本人	代理人	代表者	代理人
契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書	●	●	●	●
公的身分証明書の写し	●			

■該当者のみ

- ①落札物品が車両、または落札額が20万円以上の場合
 - ・売買契約書 2部（様式は高梁市より送付します）
 - ・印鑑登録証明書 1通
- ②物品の受領を代理人に依頼する場合
 - ・物品受領に関する委任状 1通
 - ・物品を受領する代理人の公的身分証明書の写し 1通
- (2) 売却の決定金額
落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。
- (3) 落札者が契約を締結しなかった場合
落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。
- (4) 売却の決定の取り消し
落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申し込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。
- (5) その他
契約書に貼付する収入印紙など契約締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者負担となります。

4. 売払代金の残金の納付

- (1) 売払代金の残金の金額
売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。
- (2) 売払代金の残金の納付期限について
落札者は、納付期限までに高梁市が納付確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。
- (3) 売払代金の残金の納付方法
売払代金の残金は以下の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。
ア. 高梁市が指定する口座への入金
- (4) 契約保証金の売払代金への充当
契約保証金は、落札者が売払代金の残金を全額納付したとき、「契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」に基づき、売払代金の一部に全額充当します。

5. 入札保証金の返還

- (1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の参加者が納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア．クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

高梁市は、落札後、落札者と売買契約を交わします。売払代金の残金納付確認後、高梁市が指定する場所において直接引渡します。

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2. 権利移転の手続きについて

- (1) 車両の場合（名義変更等が必要な物品はこれに準じます。）
 - ア．落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該車両を持ち込み、移転登録等の手続きを行ってください。
 - イ．譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。
- (2) 車両以外の場合（名義変更等が不要な物品）

手続きは特に必要ありません。

3. 注意事項

- (1) 引き渡しは、売払代金の残金を納付後、現状有姿で行います。
- (2) 引き渡しは、原則として高梁市が指定する場所で行います。
- (3) 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など高梁市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。また、所有権移転後に落札者が財産の引取りを放棄した場合、売払代金を返還することはできません。
- (4) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去は、すべて落札者自身で行ってください。

4. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

- (1) 仮ナンバープレートの取得や搬送が必要な場合は、落札者において事前に準備し費用負担してください。
- (2) 車両の権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙、自動車税環境性能割など）についても、落札者の負担となります。自動車税環境性能割及び自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

5. 権利移転後の不履行について

- (1) 動産について、天変地異や高梁市の故意・過失による場合を除き、権利移転完了後90日を経過しても引取りを完了しない場合は、売買契約は当然解除されたものとします。これにより動産の所有権は高梁市に移転します。
- (2) 契約を解除した場合、落札者に対し、納付された売払代金から、落札代金の9%に相当する公有財産オークションシステム利用料に消費税および地方消費税を加えた額（円未満切捨て）を差引いた残額を返金します。なお、落札者は高梁市に対し、返還金につき利息を請求することはできません。

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
- イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ（自動抽選）が必要な場合で、くじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、高梁市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、高梁市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、高梁市は代替手段を提供せず、それに起

因して生じた損害について責任を負いません。

- (4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、高梁市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、高梁市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、高梁市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず高梁市は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

高梁市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、高梁市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、高梁市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、高梁市に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限り、売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第1第2水準漢字（JIS（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格）X0208をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9. 高梁市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

高梁市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、高梁市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

10. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、高梁市が掲載したものでない情報については、高梁市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

このガイドラインに定めのない事項については、高梁市財務規則及びその他関係法令の定めるところによります。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。